

実施日	視察先	視 察 項 目	備考
5月19日	宮城県 仙台市	「仙台市議会災害対応指針」等 について	
5月20日	宮城県 気仙沼市	災害時における議会の対応(業務 継続計画)等について	

視察先	項 目	調 査 内 容
仙台市	「仙台市議会 災害対応指 針」等につい て	<p>震災発生時、仙台市議会は、議員全員による予算審議の委員会の休憩中。避難指示の放送により議員は屋外に避難したが、その後委員会は再開できず、12時を過ぎた時点で散会となった。議長は、状況把握、その後の議会内の体制を検討するため、14日まで泊り込みの状況、委員会室等も帰宅困難者の受け入れ場所になっていた。</p> <p>発災から2日後に、各派代表者会議を開催し、市民生活の回復を最優先させるため、本会議は会期延長せず、決定のみを行い15日で閉会することを決定。電話・メール・FAXが使用できず、事務局職員が議員を訪問し連絡を行った。</p> <p>閉会后、3月20日には各派代表者会議を開催し、市当局が災害対策に専念できるようサポートするため、また政治力を発揮し、国・政府・政党に働きかけを行うため、「仙台市議会災害対策連絡会議」を設置、25日には「緊急要望」を政府と各政党に提出した。</p> <p>4月、新年度の災害対策関係の補正予算への対応のため臨時会を開催。「東日本大震災対策特別委員会」を設置し、閉会中も調査等の活動を継続。6月定例会では、この特別委</p>

員会と先に設置した「災害対策連絡会議」を統合して「東日本大震災復興会議」が設置される。この会議は、正副議長・各交渉会派代表・常任委員会委員長で構成され、市当局から復興計画の報告を受け、議会として国等への要望活動等を引き続き行った。8月には、市議会の改選が行われ、その後の定例会では全議員による「震災復興推進特別委員会」が時限的に設置され、引き続き震災復興に関係する議案が審査される。

震災から1年後の24年の夏頃から、この震災復興への議会の活動記録を取りまとめて広く発信すべきだということ、また、今後の大規模災害発生時に備え、議会及び議員の役割を明確にしておくべきだという声が議会内に広まり、24年10月の各派代表者会議において、議会の活動記録をまとめて発刊すること、大規模災害時の対応を指針にして取りまとめることが決定、その後の協議により「災害対応指針」と「災害対策会議設置要綱」の2つが策定される。

「仙台市議会災害対応指針」は、大規模な災害が発生した場合の議会や議員の対応を定めたものであり、「基本姿勢」は3つ。1つは、「市当局が災害対応に専念できるよう必要な協力支援を行うこと」、2つめは「国・県等の関係機関に適切な要望活動を行うこと」、3つめは、「広く関係自治体の議会等と積極的に連携を図っていくこと」である。その姿勢のもと、4つの基本方針を掲げる。

1. 議会は市当局の災害対応に最大限の協力を行う。
2. 正副議長は議会の災害対応の事

		<p>務統括に当たる。3. 議員は地域の一員として安全確保や応急対応にあたり地域の共助の仕組みの円滑化に努める。4. 特に災害初期においては市当局が災害対応に専念できるよう市当局への要望は緊急の場合を除き災害対策会議を窓口に行うこと、であります。</p> <p>具体的な対応としては、発生から24時間の初動期、本会議や委員会が開催中の場合には、議長・委員長は必要に応じて休憩または散会し、事務局職員に避難誘導や安全確保の対応を行わせ、各議員には地域で速やかに支援活動等ができるよう配慮するとしている。閉会中等においては、議員は震度6以上の地震発生時には速やかに事務局に安否の連絡を行い、地域での市民の安全確保や避難誘導にできる限り協力する。また事務局は、正副議長に被害状況や市の対応を速やかに報告する。正副議長は、必要に応じて登庁し、災害対策会議を設置し、その場合は市長へ通知するとしている。初動期経過後には、議員は、自らの所在を明らかにし、必要に応じて事務局に情報提供したり、また地域の避難所支援等にできる限り協力する。また、議長は被災情報等を収集整理し、市当局並びに各会派や議員に情報提供、国や県等に対して適切な要望活動を行い、市当局及び関係自治体の議会と十分な連携を図るとしている。その他、事務局は、市当局からの情報を正副議長に報告を行うとしている。</p> <p>指針と合わせて作成された「仙台市議会災害対策会議設置要綱」には、会議は議長の判断で設置され、その場合は市長に通知すると</p>
--	--	---

		<p>している。組織は、正副議長と各派代表者、また必要に応じて他議員の参加を求めることができ、災害情報を収集・整理し、市当局及び議員に提供すること、市当局からの依頼について対応すること、市当局に要望並びに提言を行うこと、国・県等への要望活動を行うこと等が定められている。</p> <p>その他、いつ起こるか分からない災害に対しては、議員一人ひとりが日頃から備えを怠らないことが重要であるとし、「災害時連絡先確認カード」を作成し、全議員が携帯することとしている。また、震度6弱以上で事務局に安否連絡を行うとされていることから、各会派代表者には、災害時にある程度有効であったショートメールを利用した参集連絡訓練を行っている。</p> <p>これらの活動の記録は、「仙台市議会の活動記録」としてまとめられ平成25年1月に作成されている。</p>
--	--	---

視察先	項 目	調 査 内 容
気仙沼市	災害時における議会の対応（業務継続計画）等について	<p>気仙沼市では、震災当時に議長として議会の災害対策を統括されていた臼井前議長から直接当時の体験を拝聴した。</p> <p>当時、気仙沼市議会は3月定例会の予算審査特別委員会の開催中であつた。発災直後、市役所本庁舎は電気が通らず、4, 5キロ離れた消防本部に市の災害対策本部が設置され、臼井前議長も出席した。議会では、流会を防ぐために事務局長が泊り込みで議員を集めて3月14日、半数の15人をようやく集めて、議会運営委員会と本会議を開き、当局不在のなか、本会議を閉会をした。</p> <p>発災後、最初の1週間は、100箇所の避難所に2万人の市民が避難していたため、事務局も避難所の支援や、災害対策本部で議事録を作成したりと支援活動に従事した。連絡手段がない状況で、徒歩やバイク等で現地へ行くしかない状況であつた。</p> <p>また、議員も1ヶ月ほどは、各地域の避難所の責任者等を務めたりして、市当局と避難所の連絡調整役を担うなど奔走していた。</p> <p>混乱期を脱した3月31日に初めて、議員全体に、被害状況の説明会が設けられ、報告を受けた後、議員全体協議会を開催し、視察の中止や政務活動費の返上等について確認をしている。5月17日及び18日には、臨時会を開催、東日本大震災調査特別委員会が設置され、災害復旧に関する専決処分や、議員提案による議員報酬10%カット等が決定されている。本来3月定例会の最終日に準備していた議会基本条例を、この6月定例会で制</p>

	<p>定し、議会報告会の開催など、着実に議会改革を進めている。</p> <p>9月定例会では、震災復興計画が制定され、集団移転・土地のかさ上げ・災害公営住宅などについて協議している。</p> <p>気仙沼市では、毎月11日を東日本大震災調査特別委員会の開催日とし、市当局との意見交換を行っている。</p> <p>現段階においては、仙台市のような「災害対応指針」や「災害対策会議設置要綱」等の作成は見込まれていない。</p>
--	---

